

2023年6月13日

各位

王子ホールディングス株式会社

当社グループ会社の元従業員による会社資金の私的流用について

今般、当社グループ会社の森紙業株式会社（本店：京都市南区）の子会社である鳥取森紙業株式会社（本店：京都市南区、以下、「当該会社」）の鳥取事業所（鳥取県東伯郡琴浦町）において、当該会社の元従業員が会社資金を私的流用していたことが判明いたしました。これまでの社内調査により判明した事実、当社の対応及び再発防止策等につきまして、以下の通りお知らせいたします。

株主、取引先の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、このような事態が発生したことを厳粛に受け止め、グループ全体で再発防止を徹底し、コンプライアンスの強化に努めてまいります。

1.不正行為の概要

当該会社の直接の親会社である森紙業株式会社より、2023年3月期決算の過程において、当該会社の会計伝票に不審な内容のものが含まれているとの報告があり、会計データ等を精査したところ、当該会社の経理担当者の元従業員が、2014年頃から2023年にかけて、現金を不正に持ち出し、または預金を不正に引き出したうえ、会計システム等を操作、改ざんするなどの手口で総額約8億円を私的流用していたことが発覚しました。

2.当社の対応

- ・本件事案の発覚後、直ちに社内調査チームを立ち上げ、顧問法律事務所の支援を得て調査を行いました。
- ・社内調査の結果、私的流用の事実が確認され、元従業員もその事実を認めたため、元従業員を2023年6月9日付で、当該会社の社内規程に従って懲戒解雇するとともに、刑事告訴いたしました。また、当該会社等においても、元従業員に対する監督責任を明確にするために、厳正な処分を実施いたしました。
- ・本件事案をふまえ、他の当社グループ会社において同様の不正行為がないかについても調査いたしました。不正行為が疑われる事実は探知されませんでした。

3.原因と再発防止策について

- ・本件不正の直接的な原因は、長年に亘って当該元従業員が経理を担当していたうえに、当該元従業員に対する牽制機能が十分に働いていなかったことにあると考えております。

- ・再発防止策として、経理業務（現預金の管理や会計伝票の起伝処理等）に関するチェック体制を強化するとともに、親会社の定期的な監督及び監査等による運用状況の定期的な確認等により管理体制の強化を図り、もって再発防止に努めてまいります。

4.業績への影響

連結業績における本件の影響は軽微です。なお、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

以 上